

高岡市立博物館整備構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 高岡市立博物館の整備の在り方を検討するため、高岡市立博物館整備構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言を行うものとする。

- (1) 基本理念
- (2) 施設条件、施設規模及び立地条件
- (3) 機能（資料の収集、保存、調査研究、展示等）
- (4) 組織運営体制
- (5) 施設整備の方向性

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、博物館に関する知識、経験を有する者及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高岡市教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行する。